

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例 の制定について

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例を次のように定める。

令和2年9月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例 (設置)

第1条 令和2年度に流行が拡大した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている市内の中小企業者等に対する資金の融資に係る利子の助成を通じた地方創生に資する事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる額
- (2) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。